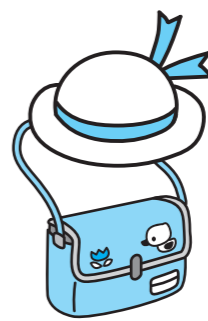


平成23年度保育所入所のご案内

保育所の入所申込受付を次の要領で行います。申込書に必要事項を記入の上、期限までに提出して下さい。



◆保育所とは

保育所は、日々保護者に代わって「保育をすることができない児童」を保育する施設です。保護者や家族のいすれもが児童を保育できないと認められる場合、保育所に入所できます。

◆入所できる児童

入所できる児童は、保護者や家庭が次のいずれかの事情に該当する場合があります。

- ① 家庭外労働 家庭外で仕事をする場合
- ② 家庭内労働 家庭内で日常の家事以外の仕事をする場合
- ③ 母親の出産 母親が出産、または出産前後である場合
- ④ 保護者の病気 病気、けが、または心身に障がいがある場合

⑤ 病人の看護

家庭内に長期にわたる病人や心身に障がいがある親族を常時看護している場合

⑥ 父母が求職中

原則3か月となります。

⑦ 家庭の災害等

火災、風水害、地震等の災害を受け、その復旧の間である場合

◆申込書の受付期間

12月15日(水)～平成23年1月21日(金)

◆申込書の備え付けと提出先

水川町役場(町民環境課)、宮原振興局(総務振興課)、各保育所(ダーナ保育園、月乃輪保育園、東光保育園、吉野保育園、常葉保育所、宮原慈光保育園)

◆申込に必要な書類

- ① 保育所入所申込書 両面を記入下さい。児童1人につき1枚。
- ② 源泉徴収票・申告書の写し 給与所得者の方は、平成22年分の源泉徴収票の写しを2月10日(休)まで。所得税・住民税の申告をされた方は控への写しを3月3日(休)まで。なお、両親ともに収入があった場合、それぞれ必要です。

※源泉徴収票等の右上に鉛筆で「保育所名」をご記入下さい。コピーはA4縦でお願いします。
※平成22年1月1日以降、氷川町へ転入された方で、所得税が課税されない方は前住所から発行の平成22年度(平成21年収入分)の市町村民税課税証明書も必要です。

父母の平成22年中の収入合計が180万円(ひとり親世帯は130万円)未満の場合は、同居の祖父母等(家計の主宰者)の源泉徴収票や申告書等が必要。(*世帯分離でも同居とみなします)

③ 障がい者手帳写し・診断書

本人・同居者が障がい者、保護者の病気等で入所希望の場合

④ 保育料口座振替依頼書

現在、納付書で納入の方。保育料の納入を参照下さい。

⑤ 雇用(雇用予定)証明書

雇用予定の方は提出下さい。(用紙は町民環境課にあります)

◆保育料の決め方

保護者の前年分の所得税額または前年度町民税課税額と、児童の年齢によって決められます。なお、家計の中心となっている人が祖父母等と判断された場合は、その方の税関係の書類が必要となります。
公立・私立保育所とも保育料の決め方は同じです。
源泉徴収票の写し、または所得税確定申告書の控え等の税額証明書の提出がない場合には、「高額な保育料」

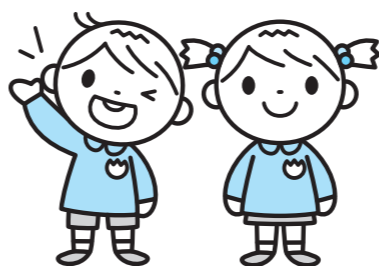
での仮決定となります。
町民税額の決定(6月)に再調査を行い、相違のあった方は4月にさかのぼり変更となります。
※源泉徴収票・申告書の提出後、変更が生じた場合は速やかに提出しなおして下さい。保育料が増額した場合、遅くなれば負担が大きくなる場合があります。

◆結果の通知

入所の決定は、家庭状況の審査を行い、入所基準に該当する場合に、各保育所を通じて保護者あてに通知します。

◆保育料の納入

町では「口座振替による納入100%」を目標に、口座振替納入を勧めています。
口座引き落としは、毎月25日(金融機関等が休みの場合は翌営業日)ですので、前日までに残高を確認して下さい。
振替依頼書は氷川町役場(町民環境課)および宮原振興局(総務振興課)、町内の保育所、町内の金融機関にあります。記入後、金融機関に提出して下さい。



◆その他

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所の承諾は取り消しとし、入所後に明らかになった場合は退所となります。
- ・希望者多数の場合は、希望する保育所へ入所できない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ・年度途中の入所申し込みについては、随時受付を行っておりますが、原則として、申し込み順で入所の承諾をします。
- ・その他、入所に関する事について詳しくご相談されたい場合は、左記までご連絡ください。



【お問い合わせ先】

氷川町役場 町民環境課 町民環境係
☎52-5851 FAX52-33939
宮原振興局 総務振興課 福祉保健係
☎62-2311 FAX62-4116

【町内の保育園】

- ・ダーナ保育園 ☎62-2010
- ・月乃輪保育園 ☎52-1568
- ・東光保育園 ☎52-1823
- ・吉野保育園 ☎62-4130
- ・常葉保育所 ☎62-2232
- ・宮原慈光保育園 ☎62-4435

ご協力ありがとうございました！ 男女共同参画に関するアンケート結果

本調査は、町民の男女共同参画に対する意識や実体を調査し、今後の男女共同参画推進計画策定のための参考資料とするため実施しました。

- ◆調査期間 7月23日～8月23日
- ◆調査対象 町内在住の20歳以上200名(無作為抽出)
- ◆回収数 177名
- ◆回収率 88.5%

1 男女平等に関する意識について

(1) 男女の地位の平等感

男女の地位について、「学校教育の場」を除いたすべての分野において、「男性の方が優遇されている」と考えています。
分野別に見ると「家庭生活では」66.1%が、「社会通念・慣習・しきたりでは」71%と高い割合を占めています。

(2) 固定的性別役割分担意識

男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を分担する考え方について、60.7%が「同感しない」と考えており、男性に比べ女性の割合が高くなっています。

2 家庭・地域生活に関する意識と実感について

(1) 家庭生活

調査したすべての家庭生活の役割分担については、妻の割合が多く、理想と現実の乖離がみられました。

(2) 地域生活での役割分担

「行政区の役員」は『男性中心』が80.7%と極めて高くなっており、地区の担当は男性が中心であることが考えられます。理由としては『昔からの習慣だから』が高い割合になっています。

3 女性の職業や社会参画に関する意識と実態について

(1) 女性が職業をもつことについて
「子どもができてもしっかりと職業を続けたほうがよい」46.1%、「子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」38.8%となっています。

(2) 女性の地位向上に対する考え方

町民の80.5%が、女性が政策の企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればいいと考えています。原因として「男性優位の組織運営」「女性の積極性が不十分だから」の割合が高くなっています。

4 DV(夫やパートナーからの暴力)について

「身近に暴力を受けた人がいる」「テレビ等で話題になっている」など高い関心があることがわかります。



5 男女共同参画の推進

社会全体が、男性の家事、子育て、介護、地域活動の評価を高めることや夫婦でのコミュニケーションを図ることが必要であると考えている人が多いようです。

行政が取り組むべき施策として、両立への支援や教育などあらゆる分野における男女共同参画を進めることとなっています。

お問い合わせ先 氷川町役場 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851